

令和5年3月20日

かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会
委員長 設楽 健夫 様

かすみがうら市議会政治倫理条例に関する調査特別委員会
委員 櫻 井 健 一

発議第2号 かすみがうら市議会議員政治倫理条例の制定について
に対する修正案

上記の修正案を、別紙のとおり会議規則第101条の規定により修正します。

かすみがうら市議会議員の政治倫理条例の一部を次のように修正する。

第2条第2項中「主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけをすることはもとより、道義的批判を受けるおそれのある寄附その他の行為」を「自らも主権者として市政を担い、公共の利益を実現する責務を負うものであるとの自覚を持ち、議員に対し、次に掲げる働きかけ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第3条第1項第6号に規定する工事等の指名又は選定の依頼
- (2) 市職員の採用に関する推薦又は紹介の依頼
- (3) 道義的批判を受けるおそれのある寄附行為
- (4) その他飲食の供与等社会通念上疑惑をもたれるおそれのある行為

第3条第1項第8号中「パワー・ハラスメント」の次に「等」を加える。

第3条第3項中「かすみがうら市」の次に「議会議員」を加え、「(以下「審査会」という。)」を削る。

第5条を次のように改める。

(議会議員政治倫理審査会の設置)

第5条 議長は、審査請求があったときは、これを審査するため、速やかに議会にかすみがうら市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査会は、当該審査が終了するまで存続する。
- 3 審査会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、議員のうちから議長が指名する。
- 5 委員の任期は、当該審査が終了するまでとする。ただし、議員の資格を失ったときはその任期を終了する。
- 6 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 7 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 8 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 委員は、その職務を遂行するに当たっては、公正不偏の立場で審査しなければならない。

第12条を第13条とし、第11条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条第1項中「第5条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(会議)

第6条 審査会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、委員長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、審査会は、審査の請求をされた議員（以下「被審査議員」という。）につき、第3条及び第4条の規定に違反し、この条例の遵守、出席自粛、役職辞任又は議員辞職の勧告、文書警告、全員協議会での陳謝その他の措置を審査の結果に明記しようとするときは、委員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を要するものとする。
- 5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、被審査議員、審査請求をした者、識見を有する者等に対し、その出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は報告を求めることができる。
- 6 審査会は、審査に当たり、被審査議員が審査会に出席して又は書面による説明ができる機会を設けなければならない。
- 7 被審査議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又

は審査会に出席して意見を述べなければならない。

8 審査会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを非公開とすることができる。